



許可番号 第 13010010001 号

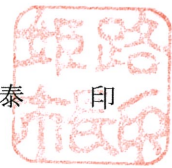
汚染土壌処理業許可証

愛知県半田市日東町2番地8
 サンワ技研株式会社
 代表取締役 小西敏夫

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

COPY

姫路市長 清元秀泰 印



許可の年月日	令和 2年 5月 7日	
許可の有効期限	令和 7年 5月 6日	
汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称	サンワ技研株式会社 姫路事業所	
汚染土壌処理施設の設置の場所	姫路市飾磨区中島字宝来3059番21	
汚染土壌処理施設の種類	①浄化等処理施設（浄化（抽出-洗浄処理）） ②分別等処理施設（異物除去、含水率調整）	
汚染土壌処理施設の処理能力	①浄化等処理施設（浄化（抽出-洗浄処理）） 30m ³ /h 360m ³ /d（12時間） ②分別等処理施設（異物除去、含水率調整） 40m ³ /h 960m ³ /d（24時間）	
汚染土壌処理施設において処理 する汚染土壌の特定有害物質に よる汚染状態	①浄化等処理施設（浄化（抽出-洗浄処理））	
	受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物を除く第二種特定有害 物質
	受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	濃度の上限値はなしとする
	②分別等処理施設（異物除去、含水率調整）	
	受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物を除く第二種特定有害 物質
	受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	濃度の上限値はなしとする
変更の内容		
備考	許可の更新又は変更の状況 平成22年 5月 7日 : 新規許可 平成22年12月 6日 : 変更許可 平成27年 5月 7日 : 許可の更新	